



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキンググループ[°] ご説明資料

令和 7 年 1 月 3 日

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等について

(ア) 現行制度及び適用状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(ア) 現行制度及び適用状況について

①現行制度（高齢者施設の人員配置基準）

	特定施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設
概要	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、経費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリテーション等を提供し在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設
設置根拠	介護保険法	老人福祉法 (老人福祉施設)	医療法(医療提供施設) 介護保険法 (介護老人保健施設)
配置基準	看護職員	3対1以上	3対1以上 (ユニット型の場合はユニットごとに+1人以上の介護・看護職員を配置) 3対1以上 (うち看護職員を2/7程度を標準)
	介護職員		

(ア) ②生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

令和6年度制度改正

生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

省令改正

- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準を特例的に柔軟化する。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護

- 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする。

<現行>

利用者	介護職員（+ 看護職員）
3 (要支援の場合は10)	1

<改定後（特例的な基準の新設）>

利用者	介護職員（+ 看護職員）
3 (要支援の場合は10)	0.9

（要件）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること

※安全対策の具体的要件

- ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ②緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対する必要な教育の実施
- ⑤訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

（※）人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること）、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

(ア) ② 特例的柔軟化による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する確認について

人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し、試行の前後を比較することにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われたことを確認し、届け出る必要がある。

【比較する対象者】

- ◆三ヶ月以上実施する試行の前後の調査とともに受けている同一の利用者及び介護職員が対象。
- ◆介護職員が育児・介護等のために短時間勤務制度を利用する等、比較対象期間中に勤務形態に変更がある場合は対象から除く。

1. 利用者の満足度等の評価

- ① WHO-5調査（利用者における満足度の変化）

- ② 利用者の認知機能の変化に関する調査

について**悪化（数値の低下）がみられない**（※）こと。
(※)

悪化（数値の低下）が生産性向上の取組に伴うものではない場合には当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

3. 介護職員の心理的負担等の評価

- ① SRS-18調査（介護職員の心理的負担の変化）

- ② 利用者の認知機能の変化に関する調査

について**悪化（数値の低下）がみられない**（※）こと。
(※)

悪化（数値の低下）が生産性向上の取組に伴うものではない場合には当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

2. 業務時間及び超過勤務時間の調査

介護職員の1月当たりの

- ① 総業務時間

- ② 超過勤務時間

について、試行実施前の直近の同月又は試行を開始した月の前月の勤務状況と比較し、総業務時間及び超過勤務時間が**短縮している**こと。

4. 業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査

5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査をもとに

介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が**増加している**（※）こと。

(※)

調査対象者全体の業務時間の総和に対する割合（%）を計算し、その結果、直接介護の総業務時間に対する割合が試行前後で増加していることを確認すること。

(ア) ②

【共通要件】人員配置基準の特例的柔軟化に関する届出書の提出について

適用後1年以内ごとに**1回**、人員配置基準の柔軟化適用開始時に確認した安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が維持されていることを確認の上、以下の事項について指定権者への届出書の提出が必要

1. 利用者の満足度等の評価

(調査項目)

- ① WHO – 5 調査（利用者における満足度の変化）
- ② 利用者の認知機能の変化に関する調査

(調査対象)

- ①及び②について**全ての利用者**が調査の対象

2. 業務時間及び超過勤務時間の調査

(調査項目)

介護職員の1月当たりの

- ① 総業務時間
- ② 超過勤務時間

(調査対象)

全ての介護職員が調査の対象

3. 介護職員の心理的負担等の評価

(調査項目)

- ① SRS-18調査（介護職員の心理的負担の変化）
- ② 利用者の認知機能の変化に関する調査

(調査対象)

項目2と同じ。

4. 業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査

(調査項目)

5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査

(調査対象)

項目2と同じ。

(ア) ② 届出書の提出について

届出書式及び添付書類については、国において統一的に定めている。

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における
人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規報告 2 経過報告 3 変更報告 4 終了報告
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 3 介護予防特定施設入居者生活介護

① 以下の i ~ iii の項目の機器をすべて使用

- i 入所（利用）者全員に見守り機器を使用
- ii 職員全員がインカム等のICTを使用
- iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用（導入機器）

名 称	
製造事業者	
用 途	

② 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を実施

③ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認した上で、少なくとも3か月以上の試行を実施

- i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保
- ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- v 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることをデータにより確認

- i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
- ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと
 - ア WHO-5
 - イ 生活・認知機能尺度
- iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
- iv 介護職員の心理的負担等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと
 - ア SRS-18
 - イ モチベーションに係る調査

⑤ 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが確認された
人員配置の状況

（試行実施前の人員配置） ※常勤換算方式
利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）

3(人) : (人)

（試行により⑤が確認された人員配置） ※常勤換算方式
利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）

3(人) : (人)

⑥ 過去2年の期間において、行政指導等を受けていないこと。

→ 行政指導等を受けている場合において、当該事項について改善していること

⑦ 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回の状況報告時点における
人員配置の状況 ※1年以内ごとに1回の状況報告の場合のみ記載する項目
※常勤換算方式

利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）

3(人) : (人)

備考1 ③及び④の要件を満たすことが分かる委員会の議事概要及び④の要件に関する各種指標に係る調査結果のデータ（別紙2）を提出すること。

このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内毎に、④及び⑦の状況について報告をすること（①から③及び⑤の記載は不要）。

備考3 届出内容については、厚生労働省老健局高齢者支援課に情報共有し、本制度の施行状況の把握等を行うこととしている。

(ア) ② 届出書への添付資料

届出書式及び添付書類については、国において統一的に定めている。

(別紙2)

令和 年 月 日

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における
人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書（調査結果）

事業所名			
試行の実施期間（3か月以上の実施が要件）			
試行実施期間	令和 年 月	～	令和 年 月
1 タイムスタディ調査（※）5日間の調査			
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月
①-1 日中（事前調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（%）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
①-2 日中（事後調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（%）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
②-1 夜間（事前調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（%）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
②-2 夜間（事後調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（%）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
総業務時間に占める直接介護の時間の割合が増加していることの確認 <input type="checkbox"/>			
2 利用者の満足度の変化			
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月
①-1 WHO-5（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点 20点～25点
人数			
①-2 WHO-5（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点 20点～25点
人数			
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>			
②-1 生活・認知機能尺度（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点 29点～35点
人数			
②-2 生活・認知機能尺度（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点 29点～35点
人数			
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>			

3 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人

対象期間 (事前)令和 年 月 (事後)令和 年 月

総業務時間

対象期間 (事前)令和 年 月 (事後)令和 年 月

超過勤務時間

（※）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）

総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認

（3の参考）年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人

対象期間 3の事後調査を実施した月を基準とする直近1年間

年次有給休暇取得日数

（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（日）

4 介護職員の心理的負担等の変化

事前調査時期 令和 年 月 事後調査時期 令和 年 月

①-1 SRS-18（事前調査） 調査対象人数 人

点数区分 0点～7点 8点～19点 20点～31点 32点～54点

人数

①-2 SRS-18（事後調査） 調査対象人数 人

点数区分 0点～7点 8点～19点 20点～31点 32点～54点

人数

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認

②-1 モチベーションの変化（事前調査） 調査対象人数 人

点数区分 -3点～-1点 0点 1点～3点

仕事のやりがい 人 人 人

職場の活気 人 人 人

②-2 モチベーションの変化（事後調査） 調査対象人数 人

点数区分 -3点～-1点 0点 1点～3点

仕事のやりがい 人 人 人

職場の活気 人 人 人

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認

備考 詳細については、別途通知（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」）を参照すること。

(ア) ③

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）：概要

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。<経過措置3年間>

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

【算定要件】

<生産性向上推進体制加算（Ⅰ）>

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

(ア) ③生産性向上推進体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)：算定要件等

【生産性向上推進体制加算(Ⅰ)】(新設)

- (II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II)の加算を取得せず、(I)の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (I)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (II)において求めるデータは、(I)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

(ア) ③【上位加算要件】生産性向上の取組による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する「成果」の確認について

加算（Ⅰ）の算定開始に当たっては、加算（Ⅱ）で求める介護機器の導入後、生産性向上の取組を3か月以上継続した上で、生産性向上の取組の成果として、加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の活用の前後を比較することにより、業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減が行われたことを確認し、届け出る必要がある。

【比較する対象者】

- ◆介護機器の導入前後の両方の1～3の調査を受けている同一の利用者及び介護職員が対象。
- ◆介護職員が育児・介護等のために短時間勤務制度を利用する等、比較対象期間中に勤務形態に変更がある場合は対象から除く。

1. 利用者の満足度等の評価

① WHO－5調査（利用者における満足度の変化）

② 利用者の認知機能の変化に関する調査

について悪化（数値の低下）がみられない（※）こと。

（※）

悪化（数値の低下）が生産性向上の取組に伴うものではないものである場合には当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

2. 業務時間及び超過勤務時間の調査

取組を3か月以上継続した以降の月の介護職員の1月当たりの

① 総業務時間

② 残業時間

について、機器導入前の直近の同月又は機器導入月の前月の勤務状況と比較し、総業務時間及び超過勤務時間が短縮していること。

3. 年次有給休暇の取得状況の調査

機器導入月又は加算（Ⅱ）の算定開始月から2の調査月までの期間における年次有給休暇の取得日数

について、機器導入前の直近の同期間の取得日数と比較し、維持又は増加していること。

(ア) ③生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）： 生産性向上の取組に関する実績報告について

事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績について厚生労働省への報告が必要

- ・加算（Ⅰ）は、1から5の項目を報告
- ・加算（Ⅱ）は、1から3の項目を報告

1. 利用者の満足度等の評価

※実施時期は任意

（調査項目）

① WHO – 5 調査（利用者における満足度の変化）

② 利用者の認知機能の変化に関する調査

（調査対象）

①及び②について各5名程度の利用者が調査の対象（対象者が5名に満たない場合は対象となる利用者の最大数）

2. 業務時間及び超過勤務時間の調査

（調査項目）

対象事業年度の10月における介護職員の1月当たりの

① 総業務時間

② 残業時間

（調査対象）

全ての介護職員が調査の対象（加算（Ⅱ）を算定する場合は、介護機器の活用を行ったフロア等に勤務する介護職員が対象）

3. 年次有給休暇の取得状況の調査

（調査項目）

対象事業年度の10月を基準として直近1年間（11月～

10月）の年次有給休暇の取得日数を調査

（調査対象）

項目2と同じ。

4. 介護職員の心理的負担等の評価

（加算Ⅰのみ）

（調査項目）

※実施時期は任意

① S R S-18調査（介護職員の心理的負担の変化）

② 利用者の認知機能の変化に関する調査

（調査対象）

項目2と同じ。

5. 業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査

（加算Ⅰのみ）

（調査項目）

※実施時期は任意

5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査（①日中、②夜間の時間帯の調査）

（調査対象）

日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、複数人の介護職員を調査の対象

（留意事項）

調査実施に当たっては介護職員や利用者等に説明を行い、調査への同意を得ること。

（※）同意が得られない場合は調査の対象としないこと。

(ア) ③報告書の提出について

報告書については、国において統一的に定めている。

加算（II）の回答範囲

(別紙1)			令和 年 月 日	
生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）				
事業所番号				
事業所名				
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護	3 特定施設入居者生活介護	
	4 小規模多機能型居宅介護	5 認知症対応型共同生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護	
	7 地域密着型介護老人福祉施設	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 介護老人福祉施設	
	10 介護老人保健施設	11 介護医療院	12 介護予防短期入所生活介護	
	13 介護予防短期入所療養介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護	15 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護			
	届出区分	1 生産性向上推進体制加算（I）	2 生産性向上推進体制加算（II）	
	人員配置状況	(常勤換算方式)	利用者 3 (人) : 介護職員 (人)	

1 利用者の満足度の変化

調査時期	令和 年 月
------	--------

① WHO-5（調査） 調査対象人数 人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

② 生活・認知機能尺度（調査） 調査対象人数 人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

2 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人

対象期間	令和 年 月	対象期間	左表と同じ
総業務時間		超過勤務時間	

(※1) 一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（時間）

(※2) 対象期間は10月としているが、本加算の算定期度においては算定期を開始した月を対象期間とする。

3 年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人

対象期間	令和 年11月～令和 年10月
年次有給休暇取得日数	

(※) 対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（日）

加算（I）は4以降も回答が必要

4 介護職員の心理的負担等の変化

調査時期	令和 年 月
------	--------

① SRS-18（調査） 調査対象人数 人

点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点	32点～54点
人数				

② モチベーションの変化（調査） 調査対象人数 人

点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人

5 タイムスタディ調査 (※) 5日間の調査

調査時期	令和 年 月
------	--------

① 日中 調査対象人数 人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合 (%)				

(※) 余裕時間とは、突発でのケアや対応ができる状態での業務時間

調査対象者の業務時間の総和 [] 時間（少数点第1位まで記載）

② 夜間 調査対象人数 人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合 (%)				

調査対象者の業務時間の総和 [] 時間（少数点第1位まで記載）

備考 加算（I）は1～5を記入し、加算（II）は1～3を記入すること。詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。

(ア) ③【上位加算要件】成果に関するデータの指定権者への提出について

提出様式については、国において統一的に定めている。

(別紙2)	令和 年 月 日			
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果				
事業所名				
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入時期				
導入時期	令和 年 月			
1 利用者の満足度等の変化				
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
①－1 WHO－5（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				
①－2 WHO－5（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				
②－1 生活・認知機能尺度（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				
②－2 生活・認知機能尺度（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				
上記の調査データがなく、ヒアリング調査を実施した場合（備考参照） <input type="checkbox"/>				

2 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人	
対象期間	(事前)令和 年 月 (事後)令和 年 月
総業務時間	
対象期間	(事前)上表と同じ (事後)上表と同じ
超過勤務時間	
(※) 一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（時間）	
総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認 <input type="checkbox"/>	
3 年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人	
対象期間	(事前)令和 年 月～ 月 (事後)令和 年 月～ 月
年次有給休暇取得日数	
(※) 対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（日）	
年次有給休暇の取得状況が維持又は増加していることの確認 <input type="checkbox"/>	

備考 詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、3月以上取組の継続が必要あることに留意すること。
また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

(ア) ④ 配置基準の特例的柔軟化と生産性向上体制加算の取得状況

特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化適用施設（令和7年11月末時点）

3法人 9施設

生産性向上推進体制加算の取得割合（2025年5月末時点）

介護現場の生産性向上 | 生産性向上推進体制加算の取得状況

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



2025年5月末時点の数値

※上記介護施設の他、介護医療院・認知症対応型共同生活介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護等があげられる。

介護現場の生産性向上に関するダッシュボード <https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/nursing-care-productivity>

特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等について (イ) 柔軟化等の推進に向けた検討状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(イ) 令和6年度介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業

実証目的

令和6年度介護報酬改定で新設した特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化について、本特例措置を適用した施設又は適用予定の特定施設を対象に、生産性向上の取組の効果把握を行う

課題

- 業務支援システムを用いた業務の見える化及びデジタルでの記録実施
- 介護職がすべき業務の明確化（介護助手や業務委託ができる業務の洗い出し）
- 現場の課題に応じたテクノロジーの導入・介護助手の活用等の適切な役割分担の実施
- テクノロジー導入等に応じた適切な教育・研修の実施、テクノロジー活用のサポート
- 業務シフト・オペレーション全体の見直し

機器や取組

- 見守り機器（バイタル・ミリ波レーダー）
- ICT機器（インカム、介護記録ソフト等）
- 入浴支援機器等、その他施設が導入活用する機器
- 介護助手の活用等、タスクシフト・タスクシェアの実施
⇒柔軟化取得に相当すると想定される機器を導入し取組

対象施設

10施設（施設種別：特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設）

独自評価項目

- 職員の業務時間・業務内容（タイムスタディ調査）
- 職員への効果（モチベーション、やりがいの変化等）（アンケート調査）
- 利用者への効果（ADL、QOL、認知機能の評価の変化等）（アンケート調査）
- 業務時間等調査：オペレーション変更を通じた所定外労働時間や有給休暇の取得状況の変化
- 匿名調査（利用者家族向け調査）：本調査に関する感想や意見等を匿名で調査

※生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に関する内容を抜粋

(イ)

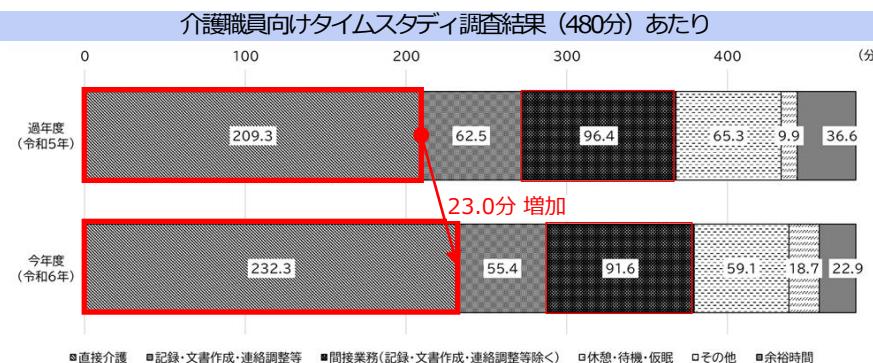
令和6年度実証事業（特定施設における複数年度にわたる取り組み）

実証対象

令和5年度より生産性向上の取組を継続し積極的に取り組む事業所（3施設）

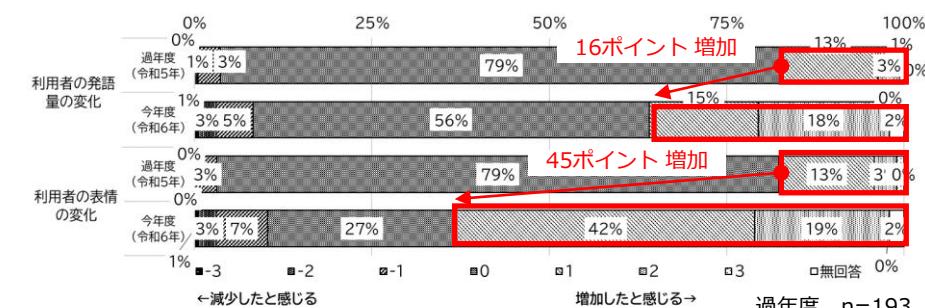
実証結果

- 直接介護に充てる時間は、209.3分（過年度）から232.3分（今年度）に増加
- 間接業務（記録・文書作成・連絡調整等除く）に要する時間は、96.4分（過年度）から91.6分（今年度）に微減
- 余裕時間は、36.6分（過年度）から22.9分（今年度）に減少
→ **直接介護の時間は増加。**



- 利用者の発語量の変化に関して、増加したと感じる割合が、17%（過年度）から33%（今年度）に増加した。
- 利用者の表情の変化に関して、増加したと感じる割合が、16%（過年度）から61%（今年度）に増加した。
→ **利用者の表情の変化等、ポジティブな効果が見られた。**

利用者向けアンケート調査結果：コミュニケーションの変化：過年度比較実証全体



※質問項目に対し、-3(減少したと感じる) ~ +3 (増加したと感じる) の7段階で評価した。
(回答は職員が実施)

ヒアリング
調査結果

職員

- 職員にとってICT導入時に不安・不満が高まる傾向があつたが、時間が経てばポジティブな捉え方に変わってくる傾向にある。
- テクノロジーを入れていること、スタッフの意識が向上している点が要因で直接介護の時間が増加したと考えている。
- 一律の介護から個別介護に移行てきており、一例として、安眠を妨害しないケア等が実現できている。

人員配置
の変化

施設名	事前	事後
施設A（特定施設）	2.90:1	2.98:1
施設B（特定施設）	2.83:1	3.02:1
施設C（特定施設）	2.67:1	2.94:1

※事前にについては、本年度調査実施前の令和6年6~7月頃の値を記載

(イ)

令和6年度実証結果（特定施設における新規の取り組み）

実証対象

令和6年度より生産性向上の取組を積極的に実施している事業所（6施設）

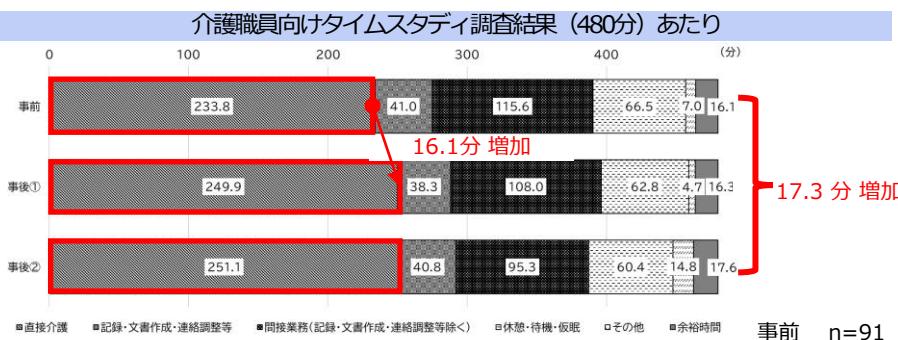
業務時間削減

業務負担軽減

ケアの質向上

自立支援

- 直接介護に充てる時間は、事前調査では233.8分であったのに対し、事後①では249.9分、事後②では251.1分といずれも增加了。
- **直接介護の時間が増加し、介護サービスの質が維持・向上した。**



実証結果

業務時間削減

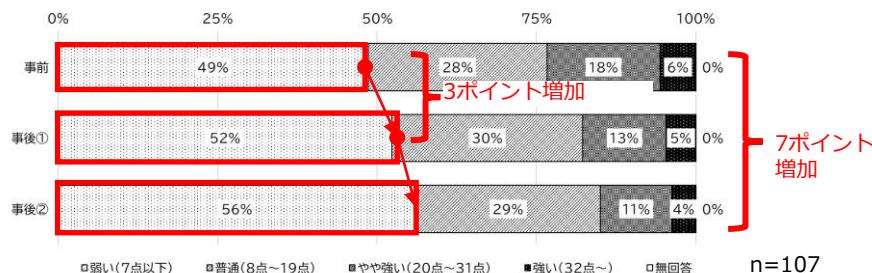
業務負担軽減

ケアの質向上

自立支援

- 職員の心理的負担（SRS-18）に関して、ストレス反応が「弱い」割合が事前調査では49%であったのに対し、事後①では52%に增加了。
- 事後②では、ストレス反応が「弱い」割合が56%であり、事前調査と比べ7ポイント、事後①と比べ3ポイント增加了。

職員向けアンケート調査結果：心理的負担評価（SRS-18）（新規実証全体）



※ストレス反応は、SRS-18個人の合計点が0～7点を「弱い」、8～19点を「普通」、20～31点を「やや強い」、32点以上を「強い」と評価し、事前および事後とともに回答のあった職員のみを集計対象とした。事前または事後で、各18項目のうち1項目でも無回答がある職員は、全て、無回答とした。また、各項目の回答が0、1、2、3以外の場合は無回答処理をした。

ヒアリング
調査結果

職員

- 以前は、食事提供や食器洗いも一連の業務として実施していたが、分業するようにしたことで職員から心理的負担が軽減したと聞いている。
- 傾聴時間等に充てられる時間が増えた。
- 職員が重複して訪室することが減った。
- 夜勤者が階を跨いで巡回する必要があったが、見守り機器を使用することで、頻度・時間を削減でき、その時間帯にシフト作成やアセスメント記録などの入力を行うことができた。

人員配置の
変化

施設名	事前	事後
施設D（特定施設）	2.29:1	2.80:1
施設E（特定施設）	2.74:1	2.82:1
施設F（特定施設）	2.80:1	3.10:1
施設G（特定施設）	2.50:1	2.47:1
施設H（特定施設）	3.00:1	3.10:1
施設I（特定施設）	2.60:1	3.14:1

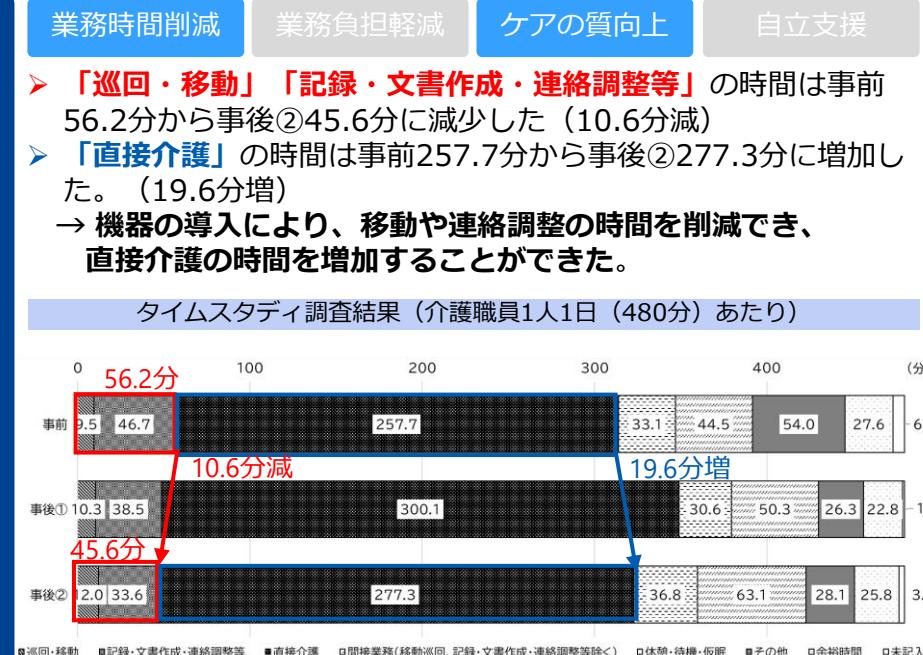
(イ)

令和6年度実証結果（介護老人福祉施設における取り組み）

実証対象

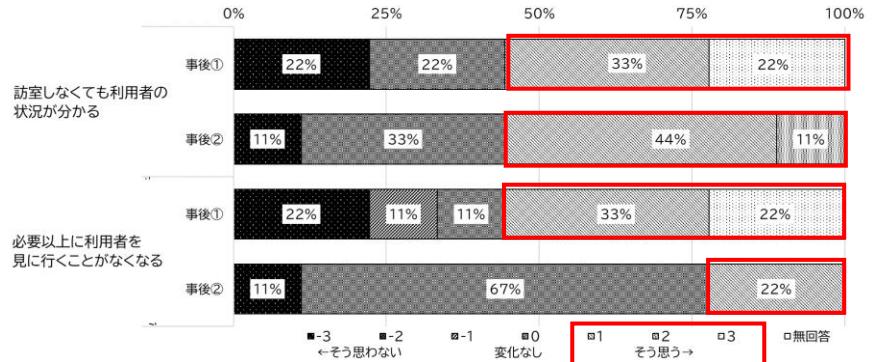
テクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担等の生産性向上の取組を実施する介護老人福祉施設（1施設）

実証結果



▶ 機器導入による業務の変化として、「訪室しなくても利用者の状況が分かる」「必要以上に利用者を見に行くことがなくなる」について、「そう思う」という回答が多く見られた。
 → 見守り機器による確認、インカムによる職員間の情報連携により、不要な訪室・移動等の業務負担の軽減に繋がった。

職員アンケート調査結果：機器導入による職員や施設業務の変化



※職員アンケート調査は、事前および事後①②ともに回答のあった職員のみを集計対象とした。

ヒアリング調査結果

利用者について

- 職員一人が把握した情報を、インカムで一度に他職員へ共有できることで、利用者へ適切な介護がよりしやすくなった。
- 特に、面会の案内やお風呂の誘導、排泄の順番や、重介護へのヘルプなど、利用者のケア等についてもインカムが活躍する場面は多かったと感じる。

職員について

- 職員の離職や休職など職員数が減少した状況での事後調査だったが、事前調査時と同様の水準でケアを提供できたことはICT機器を導入していた効果だと実感する。
- インフルエンザによる出勤停止などもあり、職員数が減少したが、超過勤務時間が大きく増えなかつたため、管理職としても機器導入の効果を感じている。

人員配置の変化

事前	事後
2.7:1	3.00:1

特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等について

(ウ) 介護現場の生産性向上の取組状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(ウ) ① 省力化投資促進プラン（介護分野）概要

1 実態把握の深堀

- 今後、介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題であり、2040年には約57万人の介護職員が新たに必要と推計
- 介護テクノロジー等を活用し、介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する生産性向上の取組を一層推進することが重要
- 国の実証事業等から、介護記録ソフトやケアプランデータ連携システムを活用した情報の収集・蓄積・活用による情報の転記や実績の入力などの事務作業を効率化する取組や、見守り支援機器を活用した夜間の訪室タイミングを最適化する取組等が効果的と分析
- 都道府県における支援体制や予算確保の状況にはばらつきがあることから、取組の進展状況にも差がある。

2 多面的な促進策

- ケアプランデータ連携システム利用を含む介護テクノロジーの導入費用に対する補助（令和6年度補正予算、7年度当初予算）の利用促進・各都道府県の予算確保状況の見える化の検討
- 主に介護職員以外の職員の業務負担軽減に資する汎用機器について、中小企業庁の省力化投資補助金の補助対象に追加
- 介護テクノロジーを活用した継続的な業務改善の取組を評価する加算の取得促進
- 協働化・大規模化ガイドラインの作成・普及（7年度）、生産性向上ガイドラインの見直し（7年度）
- 働きやすい職場環境づくりの総理大臣・厚生労働大臣表彰の実施（5年度～）、事例の横展開
- 電子申請による事業者の負担軽減（8年度から全自治体で電子申請・届出システムの利用開始）
- 介護現場におけるAI技術の活用促進に向けて、AIを活用した介護記録ソフトの実証を行う等の取組を進める。急速に進歩するAI技術の成果を介護分野に取り込むため、先駆的な実践を進める現場と連携して取り組んでいく。

3 サポート体制の整備・周知広報

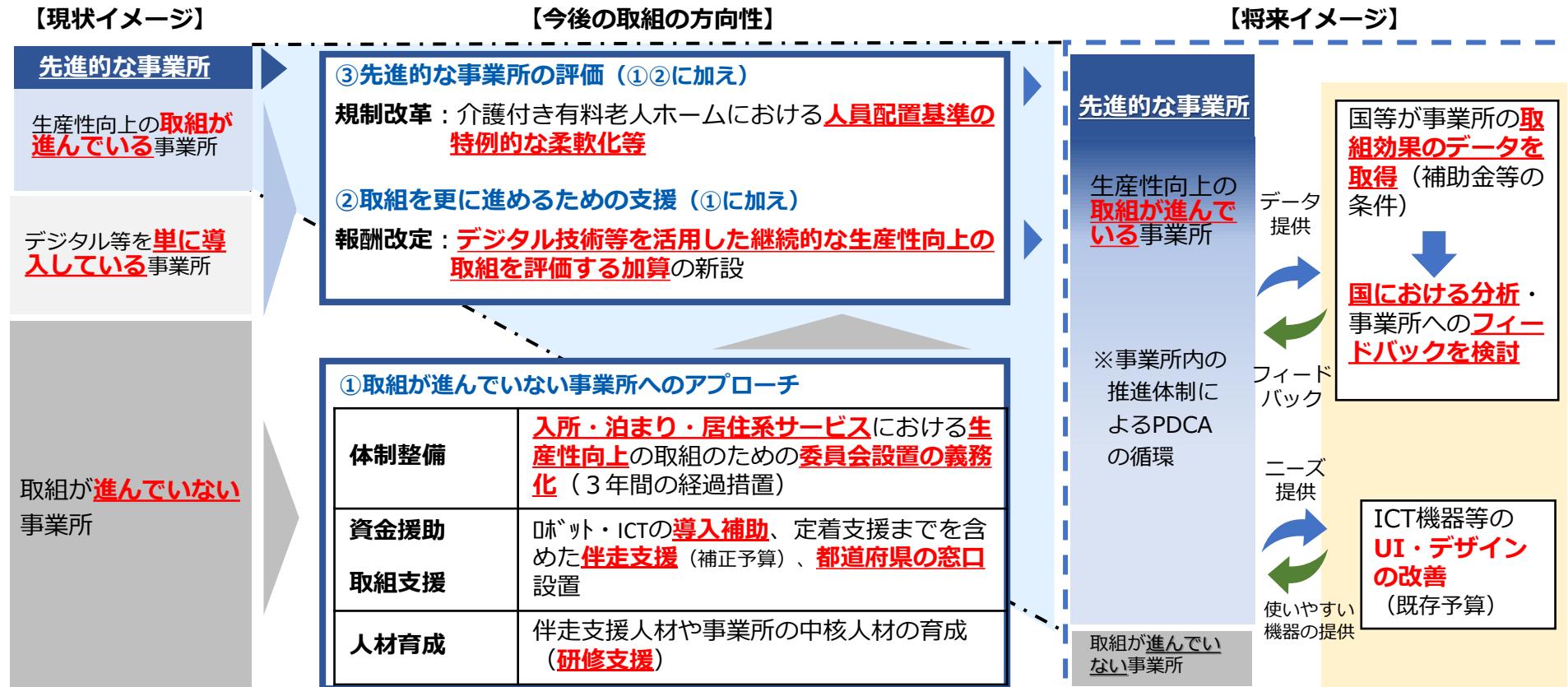
- 介護テクノロジーの導入・導入後の継続的な取組を支援する観点から、国や自治体が講じる様々な支援メニューを事業者に紹介・提供し、必要に応じ適切な支援機関につなぐ、ワンストップ型の相談窓口を全都道府県に設置促進
※令和8年度末までに全都道府県への設置予定。令和6年度末時点で31都道府県に設置済み。令和7年度に14府県に設置予定。
- ワンストップ型の相談窓口の機能強化を検討
※相談窓口の機能強化は、R8年度からモデル事業を実施し、10年度から全国展開することも検討
【ワンストップ窓口の機能強化の方策案】
 - ・ 相談窓口において、生産性向上ガイドライン等も活用し、介護テクノロジー導入の伴走支援を実施するとともに、国のセミナーで養成したデジタル中核人材をアドバイザーとして介護現場に派遣・活用することも検討
 - ・ 協働化・大規模化ガイドラインも活用し、小規模事業者の協働化等のマッチングやバックオフィス事務（請求・書類作成）など間接業務を効率化するための支援を実施
- スタートアップ支援の窓口（CARISO）を早期に立ち上げ、開発事業者に対し研究開発から上市までを総合的に支援
※CARe Innovation Support Officeの略。国の委託事業としてオンラインサービスにより支援を実施。

4・5 目標、KPI、スケジュール

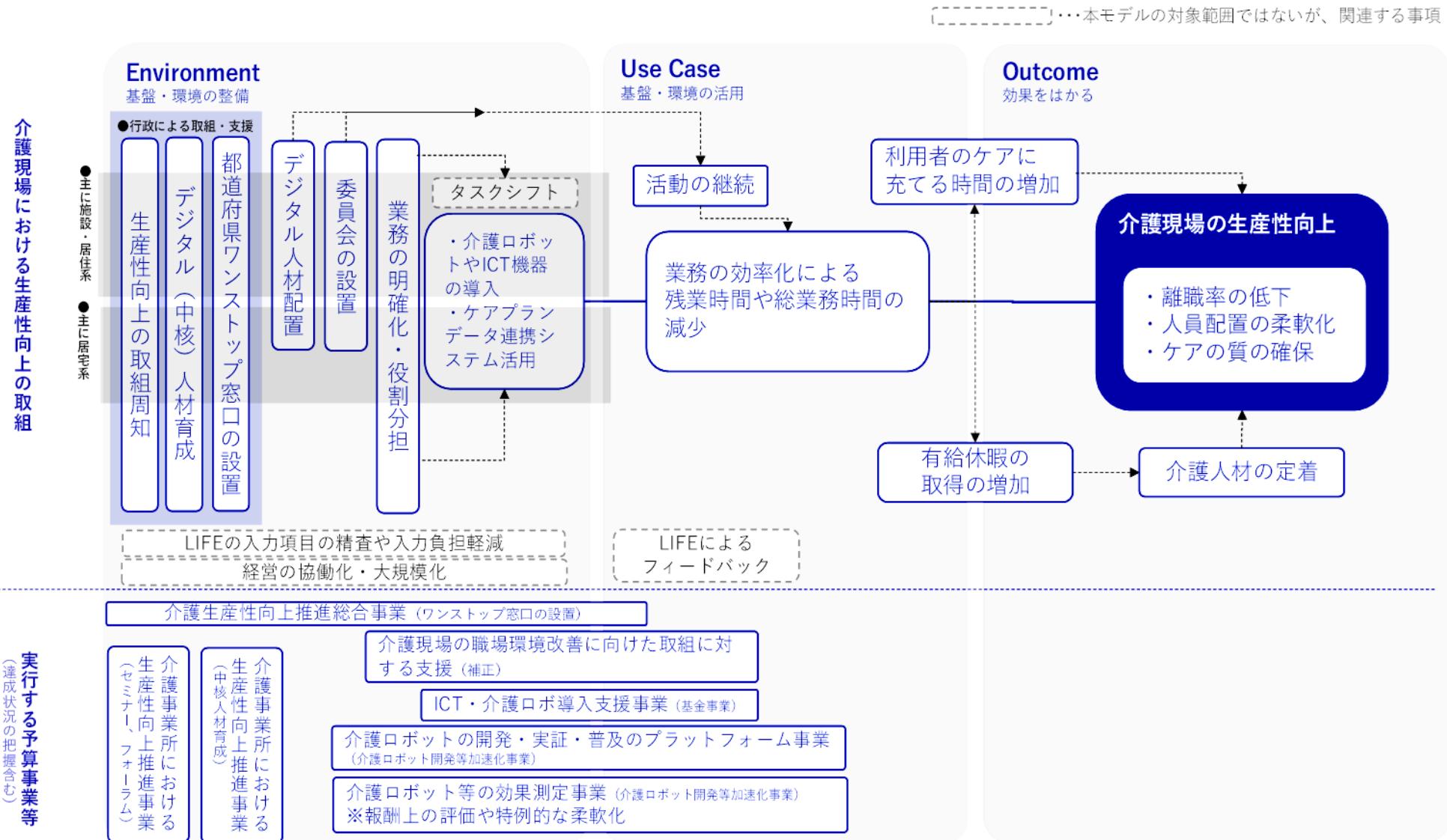
- デジタル行財政改革会議の議論を踏まえて策定した「介護現場のKPI」（令和5年12月）及び経済財政諮問会議において決定した「EBPMアクションプラン2024」（6年12月）において設定したKPI（※）の達成に向け取り組む
(※)介護テクノロジー導入率、平均残業時間、有給休暇の取得率、離職率、人員配置の柔軟化等をKPIとして設定。例えば、生産性向上の効果として、全介護事業者の1か月の平均残業時間は、2022年度で6.4時間であるところ、2026、2029、2040年においてそれぞれ直近の3年間の平均値が前回数値より減少または維持されていることをKPIとして設定。

(ウ) ② 介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。



(ウ) ② 介護分野におけるロジックモデル



(ウ) ② 介護分野におけるKPI

- ・ 介護分野におけるデジタル行政改革を推進するため、基盤・環境の整備（インプット）や基盤・環境の活用（アウトプット）の各段階で適切なKPIを設定し、効果の創出（アウトカム）を目指す。

	2023年	2026年	2029年	2040年	定義等
生産性向上方策等周知件数	2,570件 (R5暫定値)	増加	増加	—	(単年度)セミナー、フォーラム、都道府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加
デジタル（中核）人材育成数（2023年度より実施）	500名	5,000名	10,000名	—	(累計)デジタル（中核）人材育成プログラム受講人数（国が実施するもので、自治体や民間が実施する研修等の数は含んでいない）
都道府県ワンストップ窓口の設置数（2023年度より実施）	5	47	47	47	(累計)各都道府県における設置数
委員会設置事業者割合※（2024年度より実施）	—	【2024年夏までに調査を実施し、目標を設定】		(累計)入所・泊まり・居住系サービスは3年後義務化予定、KPIは全サービスを対象とする（一部サービスを除く）	
ケアプランデータ連携システム普及自治体の割合（2023年度より実施）					
事業者が活用している自治体の割合	40%	80%	100%	100%	(累計)管内事業者が利用している市区町村の割合
複数の事業者が活用している自治体の割合	—	50%	90%	100%	(累計)管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合
ICT・介護ロボット等の導入事業者割合※	29%	50%	90%	90%以上	効率改善算加の職場環境要件の算定状況を集計
介護現場のニーズを反映したICT・介護ロボット等の開発支援件数	52件 (R5暫定値)	60件以上	60件以上	—	(単年度)介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業における開発企業とニーズのマッチング支援件数を集計
生産性向上の成果（対象：加算取得事業者及び補助対象事業者）※					
①全介護事業者					
1ヶ月の平均残業時間の減少	6.4h	減少又は維持	減少又は維持	減少又は維持	3年間の平均値が前回数値より減少又は維持（令和4年全産業平均13.8h）
有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）	7.4日	8.4日	10.9日	全産業平均以上	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より増加又は維持（令和4年（又は令和3会計年度）平均取得日数10.9日）
②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（2024年度より実施）					
1ヶ月平均残業時間が①の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が①の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（2024年度より実施）					
総業務時間の減少割合	—	25%	25%	25%	タイムスタディの実施（令和4年度実証事業並の変化率）
1ヶ月平均残業時間が②の群より減少する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）が②の群より増加する事業者の割合	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
年間の離職率の変化※					
①全介護事業者	15.7% (R4調査)	15.3%	15.0%	全産業平均以下	3年間の平均値が目標値又は前回の数値より減少又は維持（令和4年産業計画15.0%）
②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者（①の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者（②の群より減少した事業所の割合）	—	30%	50%	90%以上	事業者からの報告
人員配置の柔軟化（老健・特養・特定（注2））※	—	1.3%	8.1%	33.2%	令和5年度の介護事業経営実態調査を始点とし、人員配置の変化率を確認

注1) ※をつけたものはサービス類型毎にデータを集計・分析し公表する予定としており、サービスが限定されていないものは原則全サービスとする

注2) 職員一人あたりに対する利用者の人数は、老人保健施設で2.2対1、介護老人福祉施設で2.0対1、特定施設入居者生活介護指定施設（介護付きホーム）で2.6対1となっている（令和5年度介護事業経営実態調査結果より算出）

注3) 参考指標として介護職員全体の給与（賞与込みの給与）の状況を対象年毎に確認

注3) ディスカウントアーリーリターンの結果（買手選別）の結果

(ウ) ②

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）

（4）職場環境改善・生産性向上の取組

- 2040年に向けて、生産年齢人口の減少が進み、介護人材が今後も逼迫することが見込まれる中、将来の人材の需給の動向を見越して、従来通りの方法の継続ではなく、前もってテクノロジー導入や業務の見直し・介護助手等への業務のタスクシフト/シェアを行うことが必要である。介護現場における職場環境の改善・生産性の向上として、
 - ・ テクノロジーの活用（※1）や、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト、タスクシェア（※2）を図ることで、業務の改善や効率化等を進めること、
 - ・ それにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすとともに、職員の残業削減や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実すること、
 - ・ これらの点を通じ、介護サービスの質の向上にもつなげるとともに、介護人材の定着や人材確保についてもあわせて推進することが必要である。

（※1）3M（ムリ、ムダ、ムラ）の削減など業務の効率化、見守りセンサーによる利用者の立場にたった夜間巡回の効率化など。個々のテクノロジーが業務効率化や業務負担軽減に寄与する度合いについて、国によるテクノロジーの効果の実証等が必要である。また、利用者のニーズに沿ったサービス提供につながるようなテクノロジー導入が必要である。

（※2）業務を切り出し、介護事業所が多様な人材を地域等からいわゆる介護助手として受け入れ、業務の分担を図ることも重要である。介護職員の直接的ケアが増加しケアの質が向上するとともに、介護職員のワークライフバランスの増大、また介護助手として雇用された高齢者の生きがいにもつながる。

- これまで、国は、都道府県と連携し、平成27年度から基金や補正予算を活用した導入支援等を実施するとともに、令和6年度介護報酬改定では、施設系サービス等の生産性向上の取組を評価する新たな加算を設けている。都道府県による導入支援の実施状況のばらつきが大きいため、都道府県に対して必要な取組を促すとともに、引き続き、介護事業者のニーズに応じた導入支援（イニシャルコストへの支援）を行うとともに、ランニングコストへの必要な評価・支援を行うなど、事業者の規模やサービス類型（施設、通所、訪問）等に応じて十分な支援を行っていく必要がある。
- 国において、引き続き、テクノロジーの効果を実証し、その導入による生産性向上の取組の効果を定量的に示すことや、事業者がテクノロジー導入をどのようなプロセスを経て導入したか実例、成功例を分かりやすく示すことに加え、都道府県のワンストップ型の相談窓口において事業者にテクノロジーの試用貸出しができる仕組みの活用を促すことで、事業者のテクノロジー導入への不安等を解消し、その普及を図るべきである。